

諮問第99号

景観審議会

## 景観形成重要建造物等の指定について（諮問）

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第21条の10第2項の規定により、下記のとおり景観形成重要建造物等を指定することについて諮問します。

## 記

## － 第17次指定一覧 －

名称	所在地
花井家住宅	高砂市高砂町
蛭田理研事務所	西脇市西脇
旧黒田家住宅	三木市本町
江見家住宅	佐用郡佐用町三日月

令和6年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦